

## 池田町町営住宅条例の一部改正（案）の概要

### 1 条例改正の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による公営住宅法の一部改正に伴い、町営住宅条例の入居者資格の規定の整備を行うものです。

### 2 公営住宅法の一部改正の概要

#### (1) 入居収入基準について

・入居収入基準とは、公営住宅に入居する資格のうち、収入の基準を定めるもので、従来政令で規定されてきましたが、法改正により条例で定めることとなりました。

	改正前	改正後
規定方法	基準金額及び対象者の範囲を <u>政令で規定</u>	基準金額及び対象者の範囲を <u>条例委任</u> (参酌基準及び収入上限を政令で規定)
基準金額	原則：月収 158,000 円以下 裁量：特定の者を <u>月収 214,000 円以下</u> まで引き上げ可能	一般：月収 158,000 円以下 (参酌基準) 裁量：特定の者を <u>月収 259,000 円以下</u> まで引き上げ可能
特定の者	高齢者、障がい者、子育て世帯等 <u>政令で定める者</u>	高齢者、障がい者、子育て世帯等 <u>条例で定める者</u>

※平成25年3月31日までの経過措置あり

### 3 条例改正の内容

#### (1) 入居収入基準

・「子育て世帯」の入居資格

→「子育て世帯」の要件は「小学校未就学児のある世帯」（従前のとおり）

→収入基準の上限を月収 214,000 円以下まで（従前のとおり）

※ 月収 214,000 円とは、「総務省家計調査データ（平成 16 年）」を用いて算出した、世帯収入の低い方から数えて、2/5 番目（40%）に該当する世帯の収入に相当する金額です。  
なお、月収 259,000 円は、1/2 番目（50%）に、月収 158,000 円は、1/4 番目（25%）にそれぞれ該当する世帯の収入に相当する金額です。

・上記以外の世帯についても従前のとおり

### 4 施行日

平成25年4月1日（予定）